

新しい監督・規制時代の金融機関経営のあり方

広島大学 樋渡 淳二

< 報告要旨 >

金融機関の規制・監督は今や新しい時代を迎えた。例えば、1つ目が2006年末（先進的手法は2007年末）から実施される新BIS規制である。第1の柱（最低自己資本比率）、第2の柱（金融機関自身の自己管理）、第3の柱（市場規律）の3つの柱が提示され、「当局管理型」から「自己管理・市場規律型」へと大きく転換した。2つ目は金融庁が昨年末に公表した新金融改革プログラムである。不良債権問題が収束する中、「官主導ではなく民の力で国際的に高い評価を得られる金融システムを作る」ことが謳われたが、目玉の1つは新BIS規制の国内適用である。3つ目は、2004年秋に提示された業務横断的なリスクマネジメント体制構築（新COSO）である。これは新BIS規制の「第2の柱」の考え方と整合的で、「新BIS規制はこの新COSOの金融版」とも言われている。

こうした中、日本の金融機関では、とすれば「規制はお上が決めたもの、必要最低限で対応する」といった意識から脱却できていないが、海外の金融機関では、新BIS規制の最低自己資本比率（第1の柱）のクリアーは当然であり、自己管理（第2の柱、新COSO）と情報開示（第3の柱）を如何に金融機関経営に役立てるかといった動きが主流である。

そこで、本稿では、新BIS規制、新金融改革プログラム、新COSOの動向を踏まえつつ、日本の金融機関が国際競争力を維持・強化するために重要な3つの経営的視点を検討する。第一は、プロアクティブなリスクマネジメント体制の構築である。大きな環境変化に的確に対応するためには、金融機関自身の前向きなリスク管理が不可欠である。第二は、統合リスク管理による経営効率化である。新BIS規制、新COSOなどの導入により、金融機関では、各種リスクをバラバラに管理する時代が終わり、定性・定量的管理の両面から組織全体の包括的なリスクマネジメント構築が重要となる。第三は、適切な情報開示による市場規律の活用である。情報開示戦略を誤ると、風評リスク拡大による株価暴落や資金流出など通じて金融機関が存亡の危機に晒される可能性がある。

< 討論者からのコメント >

近畿大学 安孫子 勇一

導入が正式に決まった新 BIS 規制について、包括的な内部管理強化という観点から積極的な意義をわかりやすく解説したうえ、金融機関経営への実務的なインプリケーションを簡潔にまとめた論文であり、時宜を得ている。わが国では BIS 規制に対し、誤解や消極的な評価が少なくないなか、本論文では、規制やその改訂の意義を積極的に評価している。近刊の「リスクマネジメントの術理 新 BIS 時代の ERM イノベーション」(金融財政事情、樋渡淳二・足田浩著)と併せれば、内部管理強化という大きな時代背景と BIS 規制改訂の意義がわかるのではないかと思う。

さて、今回の論文について、以下の質問をしたい。

1. 当該論文では、検証可能なデータが掲載されていないが、今後、検証可能なデータの分析が行われると、実務家だけでなく研究者にもより十分な理解が得られたのではないかとと思われる。例えば、新 BIS 規制に伴う定量的な変化については、残念ながら言及がない。情報の利用可能性(例えば守秘義務)などの問題もあって、なかなか論文には書きにくいことだろうが、何らかの示唆を与えていただければありがたい。
2. 新 BIS 規制の導入に伴って現行規制から改善されることを強調されているが、その改善の程度によって今回の改訂の評価も変わりうる。信用リスクの加重資産額が精緻化されたことによりリスクアセット(自己資本の分母)がどのくらい変化するのか。大して変わらない可能性もあるのではないか。
3. 今回の改訂でリスクアセットに新たに加わるオペレーショナルリスクはどの程度か、について何かわかれば教えていただきたい。
4. 新 BIS 規制の「第二の柱」の重要性について強調されているが、これは現状でも実現しているのではないか。日本でも 1998 年度に早期是正措置が導入された後、銀行がリスクに見合った所要自己資本を保有し、当局がそれをチェックする体制が徐々に形成された。ちなみに、金融庁の公表データでも、検査を何回か経験するうちに、自己査定に基づく査定額や償却額が検査によるものとさほど変わらなくなっている。
5. 新 BIS 規制が高く評価されているが、積み残された課題は何か。例えば、自己資本比率の分子部分について見直しの対象となっていないが、どうか。

< 討論者からのコメントへのリプライ >

本論文は、新 BIS 規制や COSO/ERM(以下、新 COSO)は表裏一体であり、新しい規制・監督の趣旨を先取りして、リスクマネジメントに積極的かつ適切に取組まないと、金融機関の経営格差は拡大する、という趣旨である。実務家、学会にとって重要なテーマであるが、本件に関する論文、著作は皆無であり、これから研究されるべき分野になってい

る。換言すれば、実務家と学会で対話がほとんど行われてこなかった分野について、架け橋になればという気持ちで臨んでおり、時間の制約で言い尽くせない点は拙著の「リスクマネジメントの術理 新 BIS 時代の ERM イノベーション」(金融財政事情)を参照いただきたい。本テーマは、裾野が広く、今後、多くの共同研究、異なる分野の専門家のコラボレーションが求められているが、その意味で、安孫子先生のコメントは、コラボレーションするうえでの重要な論点を整理していただいた。深く感謝したい。

(1への回答)

論文の課題として「検証可能なデータ」がない点をご指摘のとおりであり、中長期的課題として認識している。新 BIS 規制のルールは1年前に決まったばかりである。これを踏まえ、銀行では、所要自己資本の計算に必要なデータ整備を行っている。先進的手法については、特にデータ整備をきちんとしないで計量化しても意味のない結論になりかねない。所謂、garbage in garbage out の問題を避けるため、実施時期を1年ずらして、慎重を期している。

こうしたなか、「所要自己資本がどう変化するか」については、当局と個別の銀行の共同作業(QIS)が現在実施されている。公表資料によれば、日本では2005年度上期決算の計数を用いて分析が行われる予定である。公表まで時間がかかるほか、これは実施前のあくまで試行運転、テストである。ご指摘の本格的な「検証可能なデータ」分析は、先進的手法が実施される2007年度末以降に可能になると思われる。

(2、3への回答)

新 BIS 規制の効果について、「具体的な所要自己資本がどう変化するか、改善効果を強調しているが、影響は小さいのではないか」(2)、また、「今回の改訂でリスクアセットに新たに加わるオペレーショナルリスクはどの程度か」(3)とのご質問であるが、後者(3)の質問からお答えしたい。

まず、現行規制ではリスクアセットの8%が最低自己資本であるが、新規制でも平均的銀行の最低自己資本は8%と、銀行界全体として自己資本の賦課が増えないように配慮がなされている。こうしたなか、新規制における8%の内訳であるが、信用リスク分が7%弱、オペレーショナルリスク分が1%強のイメージではないか。信用リスクは中小企業、個人、住宅ローンの小口分散効果を認めているため1%ポイント分だけ低くなるが、その分、オペレーショナルリスク分が加わるので現行規制と同じ8%となる、と考えて頂ければと思う。

次に、新規制の効果であるが、大きいとみている。個別にみると、信用リスクの高い銀行はその分必要な自己資本が大きくなる。3年位前に日銀考査局ペーパーが公表され、竹中プランが導入されたため、不良債権処理は大手金融機関を中心に急ピッチで改善をみた。3年位前は、大手金融機関の不良債権比率が7、8%と今の倍以上だった。もしその頃に、各銀行が先進的な手法の影響をラフでも試算すれば、リスクセンシティブなので、必要な

自己資本は結構大きかったはずである。新BIS規制では過去のデフォルト率のデータを用いるため、不良債権を早く処理しないと大変なことになるとして、早期処理を行ってきたのではないかと推察される。その意味では、新規制の効果はすでに出ている、とみている。しかし、今回のQISでの影響に関する試算や先進的な手法がスタートする2007年度末時点での試算については、現行規制と効果を比較しても、すでに、不良債権問題が大幅に改善しているので、「新規制の効果、影響は少ないではないか」との印象を受けるかもしれない。しかし、これはミスリードな議論だと思う。実務家からすると、「だから影響が出ないように、不良債権を早く処理したのだ」ということとなる。どの時期で改善効果を分析するのかについては、こうした難しい問題がある点をご理解頂きたい。

(4への回答)

「第二の柱はすでに達成されているのではないかとのご指摘はそのとおりである。問題は、今後、新たな不良債権問題が発生したとき、「今回のバブル崩壊の教訓が本当に活かされるか」ということである。天災は忘れたころにやってくる。こうした教訓を制度面で担保するために、新BIS規制で、グローバルな形で様々な仕組みが設けられた。詳しくは拙著の第八章をご覧頂ければ幸いである。

(5への回答)

新規制の残された課題であるが、新規制では、自己資本比率の分母の見直しが改訂の対象であり、不良債権処理の過程で問題となった繰延税資産など自己資本の定義は改訂の対象外となっている。また、分母についても、信用リスクの内部モデルによるリスクの計測手法はまだ認められていない。銀行の業務内容やリスクプロファイルが大きく変化し、つれて銀行実務における管理手法も一段と高度化する可能性もあるだけに、今後も時代の変化に対応して規制のあり方を適宜見直していかなければならない。

<フロアー参加者 >

銀行は営利企業であり、「第二の柱」で銀行の自主性を重んじるあまり、規制があまくなってしまおうという弊害はないのか。また、地域金融機関では大手銀行と同じように「第二の柱」を求めることは負担になるのではないかと。

なお、銀行では自らリスク管理に積極的に取り組んでいると聞いているが、業務の効率性の改善状況について、管理会計で検証することが重要だと思うが、具体的な手法について、何かわかれば教えて欲しい。

<回答>

第二の柱では、銀行の自己責任として、「リスクに見合った十分な自己資本を有しているか」、「リスクが複雑化多様化するなかで、リスクマネジメントが的確に出来ているか」を

銀行自身で検証する必要がある。これらの検証は、規制があるなしに拘わらず、銀行自身がリスクを取ってリターンをあげるために必要なことである。こうしたことがきちんとできる銀行は、そうでない銀行に比べ、10年間で相当な経営格差が生まれる、とされている。ご指摘のとおり、銀行は営利企業であり、目先の利益に追われ、適切に第二の柱を実行しないところも出てくる可能性は否定できない。そこで、適切に行っているかどうかについて、当局がきちんと検査、モニタリングで厳格に検証する。さらに、「第三の柱」で、情報開示を通じて、市場がチェックする仕組みが担保されている。

地域金融機関では、第二の柱の負担が大きいのではないかと、というご心配であるが、先進的金融機関とは異なるビジネスモデルであり、リスクプロファイルも異なるので、同じレベルの高度化をしなければならない訳ではない。重要なのは、新 BIS 規制の趣旨を先取りして、地域金融機関としても、自らの競争力強化に役立てることである。

金融機関では、これまで管理会計の導入が遅れ、本部管理部門の固定費を営業店に割り振る際に、必ずしも実態が反映されず、納得のいく形で行われてこなかった。このため、本支店レートの設定など営業店の費用対効果を計る尺度に、営業店の理解を得るという点で改善の余地がみられた。こうしたなか、ABC などの管理会計の仕組み導入を試みているほか、バランススコアカードの試行的導入のなかで、業務効率の改善状況を会計面で把握して自己満足に終わらせない試みが見られつつある。リスクマネジメントの高度化を図りつつ、効率化を進める経営課題を同時に達成する観点から、こうした取組が注目される。

< フロアー参加者 >

大手金融機関では合併・統合によりメガバンク化するなか、信用リスクの計量化手法が精緻化され、リスクセンシティブなものになると、景気変動により、必要な自己資本額が大きく変わる。所謂、新 BIS 規制が景気変動の振れを大きくするというプロクリシカリティの弊害が考えられるが、どうか。

また、米銀先進行の場合、新 BIS 規制の導入により、精緻な計量化を通じて、銀行自身が既に行っているエコノミックキャピタルの考え方に近づき、リスク・リターンにより、自己資本を各業務部門に効率的に配分するなど、経営効率化が図られると思われるが、日本の大手金融機関ではなかなかそこまで行かないと思うが、どうか。

< 回答 >

時間の制約で此の場で十分な説明ができないのが残念である。いずれも、重要な問題提起であると認識しており、拙著の第八章、第一章においてスペースを割いて説明させて頂いたので、ご覧頂き、ご批判・ご意見を頂ければ幸いです。

以 上